

東村山市立児童館第1・第2野火止分室

指定管理者候補者募集要項

令和4年8月
東村山市子ども家庭部
児童課

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 公募の背景・目的 | 3 |
| 2. 施設の概要 | 3 |
| 3. 管理業務の範囲 | 4 |
| 4. 参加資格 | 4 |
| 5. 申請手続等 | 5 |
| 6. 審査方法等 | 7 |
| 7. 応募書類の公開等 | 9 |
| 8. その他留意事項 | 9 |
| 9. 東村山市議会の議決 | 10 |
| 10. 協定の締結 | 10 |
| 11. 問い合わせ先・書類等提出先 | 10 |
| (参考資料) 東村山市立児童館組織図 | 11 |
| (参考資料) 備品一覧 | 12 |

1. 公募の背景・目的

市は、児童館・児童クラブ事業を取り巻く現下の社会状況等に鑑み、将来における児童館・児童クラブの継続的かつ安定的な事業運営を図るため、令和4年6月に「東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針」を策定しました。

本方針では、児童館と児童クラブのそれぞれが担うべき役割とその連携のあり方等について整理を行ったうえで、児童館については、引き続き「公（おおやけ）」による運営を行い、児童クラブに対するチェック機能や、市の求めるサービス水準の維持・向上を図るためのルールづくりを始めとした機能強化を図っていくこと、また、児童クラブについては、全ての施設において順次段階的に民間活力の導入によるサービス提供を進めていくこととし、その基本的な考え方等について示したところです。

本方針の考え方を踏まえ、令和4年度末をもって現指定管理者に対する指定の更新を迎える第2野火止児童クラブと共に、隣接する第1野火止児童クラブにも令和5年度より民間活力の導入を図ることとし、保護者の代表組織である東村山学童保育連絡協議会及び野火止児童クラブ保護者会の役員代表への説明及び認識共有を図り、了承を得たところです。

今回の野火止児童クラブを始めとした、今後の当市における児童クラブの運営体制等については、本方針を踏まえ、これまでも東村山市で導入してきた指定管理者制度の活用を図ることを基本とし、時代のニーズや事業者の特性に応じた柔軟かつ多様なサービスを展開していくものです。そのために、質の高い児童クラブ事業の運営・管理を継続的に行うことができる事業者を広く公募し、事業者の自主事業を含めた創意工夫ある提案を募集します。

なお、指定管理者候補者においては、「2 施設の概要」に示す2施設を併せて運営することとし、その選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用します。

2. 施設の概要

(1) 対象施設

公募対象となる施設は、以下の2つの施設とします。なお、公募にあたっては2施設併せた運営を行う事業者を募集するものとします。

| No. | 施設名 | 所在地 | 構造等 | 施設面積 (延床面積) | 定員 |
|---------------------|----------------|-----------|--------------|----------------|------------------------|
| 1 | 第1野火止 児童クラブ | 恩多町5-45-4 | 木造・平屋建て | 約243.45㎡ | 80名 (最大受入人数 88名) |
| 2 | 第2野火止 児童クラブ | 恩多町5-45-4 | 鉄骨造 ・平屋建て | 約159.0㎡ | 45名 (最大受入人数 45名) |
| 土地面積(2施設計) 1027.48㎡ | | | | | |

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

※ただし、再度の指定を妨げない。

(3) 指定管理料の予定上限金額

| No. | 施設名 | 指定管理料 予定上限金額 |
|-----|------------|-----------------------|
| 1 | 第1野火止児童クラブ | 単年度37,050,000円(消費税含む) |
| 2 | 第2野火止児童クラブ | 単年度20,370,000円(消費税含む) |

※予定上限金額は、予算の議決により変更となる可能性があります。

※予定上限金額を超える提案があった場合は、失格とします。

3. 管理業務の範囲

指定管理者は、次の業務を実施します。なお、具体的な業務内容については、別紙「指定管理業務要求水準書」を参照してください。

- (1) 児童クラブ事業の実施に関する業務
- (2) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 延長時間における児童クラブの使用の承認等に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

※業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

※指定期間中に関係法令等に改正があった場合や新規法令等が施行された場合は、施行された内容を遵守すること。

4. 参加資格

参加資格は、以下の条件をすべて満たす社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人をいう）、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する法人をいう）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう）又は株式会社（会社法（平成17年法律第86号）第25条の規定に基づき設立する株式会社をいう）とします。

- (1) 東京都内において、学童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の三第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う学童クラブをいう）、保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年条例第174号）第3条第1項第1号及び同項第2号に定める認定こども園をいう）又は幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園をいう）の事業実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (3) 指定暴力団の構成員、又は、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う等指定管理者としてふさわしくないものでないこと。
- (4) 法人の場合には、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税、法人市民税（東村山市に対して納税義務がある法人・団体）で税を滞納していないこと。
- (5) 東村山市から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始しているものでないこと。
- (7) 市長又は東村山市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっている団体でないこと。
- (8) その他児童クラブ事業運営に相応しくないと判断される状況にないこと。
※共同事業体による申請の場合は、参加事業者の全てが上記の要件に該当していない必要があります。

5. 申請手続等

(1) 応募日程

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ① 募集要項等の配布期間 | 令和4年8月15日(月)～9月12日(月) |
| ② 応募(予定)事業者対象説明会 | 令和4年8月17日(水) |
| ③ 施設見学 | 令和4年8月21日(日) |
| ④ 質疑の受付期間 | 令和4年8月17日(水)～8月24日(水)まで |
| ⑤ 質疑への回答 | 令和4年8月31日(水)～ |
| ⑥ 申請書等提出期間 | 令和4年8月15日(月)～9月12日(月) |
| ⑦ 予備審査(資格審査) | 令和4年9月16日(金) |
| ⑧ 第1次審査(書類審査) | 令和4年9月30日(金) |
| ⑨ 第1次審査結果通知 | 令和4年10月6日(木) ※発送予定 |
| ⑩ 第2次審査(プレゼンテーション審査) | 令和4年10月21日(金) |
| ⑪ 第2次審査結果通知 | 令和4年10月28日(金) ※発送予定 |
| ⑫ 指定管理者の指定(議決) | 令和4年市議会12月定例会 |
| ⑬ 基本協定書の締結 | 令和5年3月31日(予定) |
| ⑭ 指定期間 | 令和5年4月1日～令和10年3月31日 |

(2) 申請手続

- ① 募集要項等の配布について
 - ア 配布期間：令和4年8月15日(月)～9月12日(月)
(土・日曜日、祝日を除く、9時～12時及び13時～17時まで)
 - イ 配付方法：市役所子ども家庭部児童課窓口にて配布します。
※市ホームページからもダウンロード可能。
- ② 説明会について
 - ア 日時：令和4年8月17日(水)14時
 - イ 場所：市民センター(東村山市本町1-1-1)2階 会議室1～3
 - ウ 申込方法：8月16日(火)の17時までに子ども家庭部児童課まで電話またはメールで説明会参加の旨を連絡してください。(1事業者当たり最大3名まで可)
- ③ 施設見学について(希望がある場合のみ)
 - ア 日時：令和4年8月21日(日)
 - イ 場所：第1・第2野火止児童クラブ(駐車場はありません)
 - ウ 申込方法：8月18日(木)の17時までに子ども家庭部児童課まで電話またはメールで施設見学会参加の旨を連絡してください。(1事業者当たり最大3名まで可)

④ 質疑応答について

- ア 受付期間：令和4年8月17日(水)～8月24日(水)17時まで
 イ 質問方法：質問書(所定の様式)を子ども家庭部児童課までメールで提出してください。
 メールアドレス：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
 件名は「【指定管理質問書】事業者名」としてください。
 ウ 回答方法：令和4年8月31日(水)より市ホームページ上に掲載します。

⑤ 申請書等の提出について

- ア 提出期間：令和4年8月15日(月)～9月12日(金)
 (土・日曜日、祝日を除く、9時～12時及び13時～17時まで)
 イ 提出書類：以下の提出書類一覧に記載のある書類をA4ファイルに綴じ、正本1部、副本11部を提出してください。
 ※副本については、以下にご留意ください。
 ・事業者名、所在地、氏名等は表示しない。
 ・事業実績における自治体名は都道府県までとし、市区町村は表示しない。
 ・施設名等事業者を特定できる情報は表示しない。
 ウ 提出先：東村山市本町1-2-3 東村山市役所いきいきプラザ2階
 子ども家庭部児童課
提出日時について事前に電話予約のうえ、窓口に直接持参により提出してください。(郵送不可)

提出書類一覧

| 提出書類 | 記載内容 | 正本 1部 | 副本 11部 |
|------------------------------|--|----------|-----------|
| (1)参加申込書兼誓約書 | 【別紙1】 | ○ | - |
| (2)育成室等指定管理者 指定申請書 | 【別紙2】 ※東村山市児童館条例施行規則第9号様式 | ○ | - |
| (3)共同事業体の結成に関する届出書 | 【別紙3】 ※共同事業体の場合に限る | ○ | - |
| (4)定款又はこれらに類するもの | 【任意様式】 ※最新のもの | ○ | - |
| (5)法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) | ※法人の場合に限る ※提出日から3か月以内のもの | ○ | - |
| (6)印鑑登録証明書 | ※提出日から3か月以内のもの | ○ | - |
| (7)事業者の組織・沿革その他事業の概要 | 【別紙4】 ※時系列で記載し、事業者の事業内容も具体的に記載 | ○ | ○ |
| (8)役員等一覧表 | 【別紙5】 | ○ | - |
| (9)貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの | 【任意様式】 ※直近3事業年度分のもの | ○ | ○ |
| (10)納税証明書 (その3の3) | ※提出日から3か月以内のもの ※「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明 | ○ | ○ |
| (11)事業実績の概要書 | 【別紙6】 ※児童クラブ又はこれに類する施設の管理運営実績について、事業所ごとに記載 | ○ | ○ |

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| (12)事業計画書 | 【別紙7-1】から【別紙7-7】 ①事業運営に関する計画書 ・事業運営における理念 ・人員計画 ・保育サービスに関する計画 ・地域の子育て支援に関する計画 ・施設の維持管理に関する計画 ・自主事業に関する計画 ・その他 ※人員計画及びその他施設ごとに内容が異なる場合はそれぞれ別々に作成する。 ※特に事業者がアピールしたい内容の資料等がある場合は、最後のページに添付する。 | ○ | ○ |
| | 【別紙8-1】及び【別紙8-2】 ②事業積算書 ・指定期間（5年度分）の事業運営経費の推移 ・事業運営経費の単年度額の積算書 ※施設ごとに作成する。 ※施設ごとに積算内訳を作成し添付する（任意様式）。 | ○ | ○ |
| (13)提出書類一覧表 | 提出書類一覧表（チェックリスト）（所定の様式） | ○ | - |

※様式サイズはA4とする。官公庁の証明書等で様式サイズが異なるもの及び事業者作成のマニュアル等については、この限りではない。

※様式は、市で用意したワード形式等以外（パワーポイント等）で作成したものも可とする。

※申請後に辞退する場合は、辞退する旨及びその理由を書面（任意様式）により提出すること。

※提出書類には表紙（任意様式）及びインデックスを付すこと。

6. 審査方法等

(1) 審査・選定の流れ

指定管理者の選定方法については、市が設置する東村山市立児童館第1・第2野火止分室指定管理者候補者選定委員会において、公募型プロポーザル方式により、予備審査（資格審査）、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、事業者の企画・提案内容を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 予備審査（資格審査）及び第1次審査（書類審査）

① 審査内容等

参加資格及び提出書類の内容について審査を行います。上位3事業者を選定し、第2次審査の対象とします。

② 審査日

令和4年9月30日(金)

③ 結果通知

令和4年10月6日(木)発送予定
 ※結果通知については、応募のあった事業者に書面をもって通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

① 審査内容等

提出した書類及び提出書類に基づいて実施するプレゼンテーションの内容について審査を行います。プレゼンテーションは、1事業者20分、提出期限までに提出のあった書類に沿って行い、その後質疑応答を行います。情報機器及び媒体を使用する場合は、市において用意したパソコン（Windows10、MicrosoftPowerPoint2016が導入されています）、大型提示装置（MAXHUB）（86インチ）を用いて行います。使用する媒体はUSBメモリーとし、必ず開始前にウイルスチェックを行います。

※プレゼンテーションの参加者は3名を目安とし、提案内容に熟知し実際の運営に携わる者の参加が望ましい。

※詳細については、第2次審査対象者に書面をもって通知する。

② 審査日

令和4年10月21日(金)

③ 結果通知

令和4年10月28日(金)発送予定

※結果通知については、第2次審査参加事業者に書面をもって通知する。

(4) 審査における評価の視点

書類審査及びプレゼンテーション審査における評価の視点は、概ね以下のとおりです。

| 評価項目 | 評価の視点 |
|----------------|---|
| 事業者の財務状況 | ・財務諸表（損益計算書、貸借対照表等）など |
| 児童クラブ等の管理運営実績 | ・児童クラブ等の実績の有無 ・事業運営の経験年数など |
| 事業運営における理念 | ・児童クラブの運営方針、理念 ・当該児童クラブにおける運営計画（第1・第2クラブの連携した取り組み含む） ・こども基本法の基本理念第三条三（意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会の確保等）を踏まえた取り組み （※1） |
| 人員計画 | ・配置職員の資格・経験等の人員計画 ・職員の資質向上に係る取り組み ・継続的な雇用に係る取り組み |
| 保育サービスに関する計画 | ・児童の育成支援等、日々の保育に関する具体的な取り組み ・保護者への支援・連携・情報共有 ・要望・苦情等への対応 |
| 地域の子育て支援に関する計画 | ・児童館・その他児童クラブ等との連携（市が実施する各種事業への協力・連携を含む） ・地域の子育て支援等の取り組みとの連携 |

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 施設の維持管理に関する計画 | ・施設の維持管理 ・防災・防犯計画、緊急時の対応 |
| 自主事業に関する計画 | ・延長保育など自主事業の提案（いくつでも可） （※2） |
| その他 | 情報公開、個人情報に関する対応 指定管理業務の引き継ぎに係る取り組み |
| 指定管理料 | 指定管理料の総額 指定管理料と提案内容とのバランス |

（※1）こども基本法の基本理念第三条三（意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会の確保等）を踏まえた事業者としての理念や取り組み計画等について提案してください。

<参考>

こども基本法 第一章総則（基本理念）第三条三 抜粋

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の数に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

（※2）自主事業については、当市における実現可能性を十分に踏まえたうえで提案してください。実現可能性が著しく低いと思われるもの、当市の他の児童クラブとのサービスのバランス、利用者負担の妥当性に欠ける提案については、評価に繋がらない場合があります。

7. 応募書類の公開等

事業者から提出された申請書類等は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や公開により法人等の正当な利益を害するおそれのある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となります。

また、応募事業者名、審査結果の概要等の情報は、「指定管理者選定情報の公表に関する指針」に基づき、市ホームページで公表します。

※著作権法第42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）により、市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作権の利用が認められている。

※未公開の著作権（指定管理者に決定した事業者の申請書類等は除く）について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

8. その他留意事項

本プロポーザルに関するその他の留意事項は、以下のとおりです。

（1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2）提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。

（3）以下に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。

① 提出書類の提出期限、提出先、様式、部数が実施要領等に示された要件に適合せず、市からの是正の求めに従わないもの

② 指定管理料の金額が、予定上限額を超過したもの

③ 提出期限後に指定管理料の金額に訂正を行ったもの

④ プレゼンテーションに出席しなかったもの

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(5) 本プロポーザルは、指定管理者候補者を選定するものであり、指定を担保するものではない。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) この募集要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

9. 東村山市議会の議決

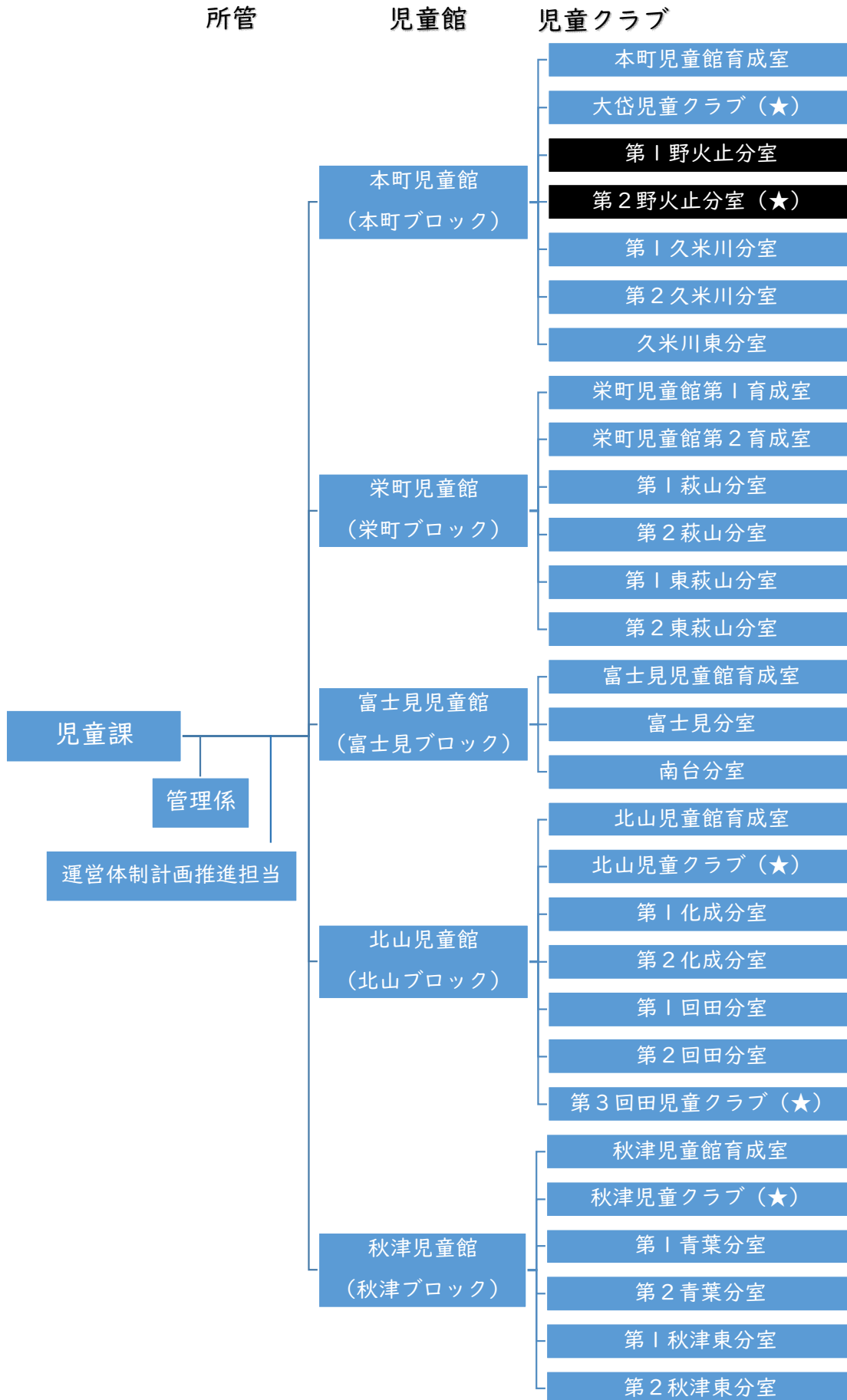
指定管理者の指定は、東村山市議会の議決を経て行います。指定管理者候補者が議会の議決を得ることができなかった場合は、選定結果を取り消します。この場合、本選定に係る費用一切について補償しません。また、議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、選定結果を取り消すことがあります。

10. 協定の締結

指定の議決後、指定管理者は市と指定管理業務の細目について協議し、基本協定や各年度の費用に関する年度協定等を締結します。

11. 問い合わせ先・書類等提出先

東村山市子ども家庭部児童課 南波・浅井・塩田
〒189-8501 東村山市本町1-2-3
電話 042-393-5111 (内線3606)
FAX 042-393-6846
メール jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp



備品一覧

(令和4年8月)

●第1野火止児童クラブ

| 場所 | 品名 | 数 | 備考 | 場所 | 品名 | 数 | 備考 |
|-----|------------------------|----|----|----|-----------|---|----|
| 事務室 | 事務机(片袖) | 2 | | 厨房 | 冷蔵庫 | 2 | |
| | 事務机 | 1 | | | オーブンレンジ | 1 | |
| | 事務椅子 | 4 | | | 食器乾燥機 | 2 | |
| | 書庫(ガラス戸) | 2 | | | ガスコンロ(2口) | 1 | |
| | 書庫 | 3 | | | 食器棚 | 1 | |
| | ロッカー(3人用) | 2 | | | | | |
| | 掃除用具入れ | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| ホール | 座卓(折り畳み式) | 16 | | | | | |
| | テーブル(折り畳み式) | 4 | | | | | |
| | 消毒器具 (ノータッチディスペンサー) | 2 | | | | | |
| | 加湿空気清浄機 | 5 | | | | | |
| | 映写スクリーン | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| その他 | 押入ストッカー | 1 | | | | | |
| | テーブル | 1 | | | | | |
| | 洗濯機 | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※令和4年8月時点の参考値(引き渡し時には、内容・数量等が変更になる場合があります。)

※消耗品(取得価格1万円(税込)未満)については記載しておりません。

●第2野火止児童クラブ

| 場所 | 品名 | 数 | 備考 | 場所 | 品名 | 数 | 備考 |
|-----|------------------------|---|----|----|---------------------|---|----|
| 事務室 | 事務机（片袖） | 2 | | 厨房 | 冷蔵庫（60l） | 1 | |
| | 事務机 | 1 | | | オーブンレンジ | 1 | |
| | 事務椅子 | 2 | | | レンジ台 | 1 | |
| | 書庫（スチール） | 1 | | | 食器乾燥機 | 1 | |
| | 書庫（両開き） | 1 | | | ガスコンロ （2口） | 1 | |
| | サイドキャビネット | 1 | | | テーブル （厨房用） | 1 | |
| | ロッカー（4人用） | 1 | | | アルマイト 大型ケトル（10l） | 1 | |
| | FAX 付電話機 | 1 | | | | | |
| | 布団（7点セット） | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| ホール | 座卓（折り畳み式） | 6 | | | | | |
| | テーブル（児童用） | 4 | | | | | |
| | 消毒器具 （ノータッチディスペンサー） | 1 | | | | | |
| | 加湿空気清浄機 | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| その他 | 洗濯機（6kg） | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※令和4年8月時点の参考値（引き渡し時には、内容・数量等が変更になる場合があります。）

※消耗品（取得価格1万円（税込）未満）については記載しておりません。